

1 昭和38年8月27日 火曜日 鳥取県公報 第3457号

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百四十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十一年八月二十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

- ◇告示 道路位置の指定
- 米飯提供業者の登録
- 結核予防法による医療機関の指定
- 助教諭免許状の授与
- 優良桑苗確保施設要項等の廃止
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催
- ◇公告 クリーニング師試験の実施

申請人の住所氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

米子市上福原九八三

米子市上福原字下場
一〇〇九七番の一一部

幅員 四メートル

瀬山 清次

皆生 字西林ノ上
一六五九九番の一部

延長 一五一メートル

鳥取県告示第四百四十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提

供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十七日

00719

(第3種郵便物)
2

登録番号 登録年月日 氏 名 称又は屋号 住所 所営業所の所在地

倉振第一五七号 昭三八、八、一三 松嶋 玉野 松嶋食堂 東伯郡泊村大字園六一四の一 住所に同じ

鳥取県告示四百四十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗 指定年月日 名 称 所 在 地 開設者

昭和三十八年 本田内科 米子市昭和町六四 本田恭治 八月八日

教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第

鳥取県告示第四百四十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第

鳥取県告示第四百四十九号

次に掲げる告示は、昭和三十八年八月二十七日限り廢止する。

昭和三十八年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗 免許状の種類 番 号 氏 名 本籍地
幼稚園助教諭 昭三八、二 西尾 信子 鳥取県岩美郡
免許状 幼助第二号 国府町

00720

(第3種郵便物)
2

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取地区

1 聽聞の期日及び場所

昭和三十八年九月十九日午後一時0分から

鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聽聞当事者の住所及び氏名

(1) 鳥取市田島五九

(2) 八頭郡郡家町大字土師百井二二九

(3) 八頭郡八東町大字三浦一七六

(4) 倉吉市円谷一五四

(5) 鳥取市古海四七七

(6) 東伯郡事郷町松崎五一五

(7) 鳥取市高路四二九

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十七日

鳥取県公安委員長 堀 安 成 文

(7) 鳥取市高路四二九

(6) 自動車運転者 佐 本 亀 夫

(5) 自動車運転者 清 水 信 義

(4) 自動車運転者 植 田 勇

(3) 自動車運転者 清 水 信 義

(2) 自動車運転者 北 村 定 則

(1) 自動車運転者 森 下 清 治

昭和38年8月27日 火曜日 鳥取県公報 第3457号 (郵便物)

昭和38年8月27日 火曜日 鳥取県公報 第3457号 (郵便物)

(18) 鳥取市元魚町二丁目四 自動車運転者 松 本 幸 雄	(19) 鳥取市新鎌物語町六丁目八 自動車運転者 長 晃 久 信	(20) 八頭郡八東町大字中100 自動車運転者 藤 田 久 雄	(21) 八頭郡河原町和奈見17-16-1 自動車運転者 松 田 義 勝	(22) 公 告
11 米子地区	12 聽聞の期日及び場所	13 昭和38年9月11日午後1時から 米子市内能町 米子警察署	14 昭和38年9月11日午後1時から 米子市上後藤1-1区197 自動車運転者 福 谷 多 晃	15 東伯郡東郷町大字金屋川田川 自動車運転者 岸 既
16 聽聞当事者の住所及び氏名 (1) 米子市大崎一四一一 (2) 米子市上後藤1-1区197	17 試験の日時 学科試験 昭和38年9月16日(月)午前8時30分から午 前11時30分まで	18 鳥取県知事 石 破 二 朗	19 試験の日時 実地試験 昭和38年9月27日	20 自動車運転者 景 三 章 自動車運転者 横 田 整 四
21 実地試験 鳥取市藪井原町39 明日屋クリーニング店	22 受験手続 (1) 提出書類 ア 受験願書(別紙様式による。) イ 曜歴書 ウ 写真(手札判で出願前6月以内に正面脱帽で撮 影したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入 すること。)	23 (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能	24 (2) 提出先 ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄 する保健所	25 (4) 鳥取市本町須村田七四 東伯郡東郷町大字金屋川田川
26 (1) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)によ る国民学校の高等科を修了した者 (3) 旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中 等学校の2年の課程を修了した者 (4) 厚生大臣が前各に掲げた者と同等以上の学力が あると認めた者	27 (2) 試験科目 (1) 衛生法規に関する知識 (2) 公衆衛生に関する知識	28 (3) 提出期間 昭和38年9月2日から昭和38年9月9日まで ただし、郵送の場合には、9月9日付けの消印がある ものまで有効とする。	29 (3) 米子市福市五三一 自動車運転者 景 三 章	

6 試験手数料

500円(鳥取県収入証紙500円を受験願書ではりつけること。ただし、鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取県厚生部衛生課あて現金書留又は郵便為替で送付すること。)

7 その他

- 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験許可を通知し、受験票を送付する。
- 受験者は実地試験用として、ワイヤンツ1枚及びズボン1本を各自携帯すること。

別紙

クリーニング師試験受験願書

現住所(だれだれ方あで記入すること。
(ふりがなをつける)
本籍地

氏名
生年月日

私は今回施行せられるクリーニング師試験を受験したい
から関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

右 氏名(印)

鳥取県知事 石破一朗殿

昭和四年四月十五日第三回郵便物認可 発行日火金
発行者(鳥取県鳥取市東町一丁目)
印 制 所(鳥取県鳥取市栗谷町)
印 制 所(鳥取県印制所)
印 制 所(鳥取県印制所)